

## 岐阜県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

〔令和 7年8月18日 制 定〕

〔令和 8年7月 2日 一部改正〕

### （総則）

第1条 県は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）サービスについて、介護人材確保や事業所の経営改善に向けた取組を実施し、訪問介護等サービスの提供体制確保に向けた総合的な対策を行うため、県内に所在する訪問介護等サービス事業所を運営する法人（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （欠格事由）

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- 三 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- 四 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- 六 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- 七 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)、補助基準額並びに補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業の事業内容ごとに、補助対象経費の実支出額、補助基準額及び総事業費から寄付金その他の収入額(補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額を比較して最も少ない額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- 一 補助対象事業に要する経費の配分の変更(補助対象事業ごとの補助対象経費の10パーセント以内の配分変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 二 補助対象事業の内容の変更(交付決定額又は事業単位ごとの補助対象経費の20パーセント以内の減額変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 四 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 五 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「政令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
- 六 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- 七 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後に

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

- 2 前項第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から30日を経過する日までとする。

- 2 前項の申請の取下げは、別記第3号様式により行うものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の1月31日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第9条 知事は、事業完了後速やかに、実績報告書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期等)

第10条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第5号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条各号に掲げる者に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金を交付しないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条各号に掲げる者に該当することが明らかになったときは、規則第17条

第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は政令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(報告、検査等)

第13条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関して必要な指示をし、又は職員に、帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは補助事業者に質問させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

| 補助対象事業             | 補助対象経費                                                                                                                                                                | 補助基準額                                                                                                                                                                                                                                | 補助率   |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 人材確保体制<br>構築支援事業 | （１）経験年数が短い訪問介護員等への同行支援<br>事業所における経験年数の長い訪問介護員等の技術を着実に継承するため、当該訪問介護員等が、一定期間、経験年数の短い訪問介護員等や訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費を対象とする。 | （ア）中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合<br>30分未満の同行支援１回につき 3,500 円<br>30分以上の同行支援１回につき 5,000 円<br>（経験年数の短い訪問介護員等１人につき 30 回まで）<br>（イ）中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合<br>30分未満の同行支援１回につき 2,500 円<br>30分以上の同行支援１回につき 4,000 円<br>（経験年数の短い訪問介護員等１人につき 30 回まで） | 10／10 |
|                    | （２）新たに「短時間巡回型訪問介護（20分未満の身体介護）」を実施する事業所の環境整備等の支援<br>「新たな働く環境づくり」に向けた取組みの一環として、新たに「短時間巡回型訪問介護（20分未満の身体介護）」を実施する事業所が、新たに短時間勤務の訪問介護員等を雇用する際に要する経費を対象とする。                  | 1事業所当たり 18 万円                                                                                                                                                                                                                        |       |
| 2 経営改善支援<br>事業     | （１）経営改善の支援<br>経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的として、事業所が専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）と委託契約を締結し、指導等を受けるのに要する経費を対象とする。                                                    | 1事業所当たり 40 万円                                                                                                                                                                                                                        | 10／10 |
|                    | （２）登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援<br>訪問介護員等の雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不規則な登録ヘルパーや非常勤の訪問介護員等をいう。以下同じ。）の常勤化を促進するために要する経費を対象とする。                                                  | 常勤化する登録ヘルパー等１人につき 1 月当たり 10 万円（3 か月まで）                                                                                                                                                                                               |       |

注１ 消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費としない。

注２ 「中山間地域等」とは、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）」の第 1 号に定める地域をいう。

注３ 「離島等地域」とは、「厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 120 号）」に掲げる地域をいう。

注４ この要綱において「身体介護」とは、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成 12 年 3 月 17 日付け老計第 10 号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に規定する身体介護をいう。

注５ この要綱において「短時間巡回型訪問介護（20分未満の身体介護）」とは、訪問介護サービスコード表の身体介護 01 と身体介護 02 をいう。